

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和7年3月5日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 石本 晋也	2番 澤田 嘉之
7番 山本 功	8番 井澤 茂治
9番 中川 茂成	10番 田中 安弘
11番 山本 千恵子	12番 田中 吉照
13番 杉本 邦子	16番 杉嶋 秀美
17番 森島 隆詞	18番 井上 和也
19番 岩井 三郎	

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

5番 田中 正博

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3番 野秋 眞秀	4番 堀内 大
6番 中村 正	14番 新司 吉行

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

15番 松尾 清敏

事務局 森田 吉弥
山口 健司
枅谷 洋輝
下村 祐未

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	令和6年度農用地利用集積計画（第11次）の決定について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について

8、署名委員

7番 山本 功	8番 井澤 茂治
---------	----------

9、閉会の日時 令和7年3月5日午後2時15分

審議の経過

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和7年第3回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

議 長 本日の署名委員は、7番山本功委員、8番井澤茂治委員のお二人にお願いします。それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より議案第1号の1番について、提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については3ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人は相続で取得されたものの維持管理が困難なため、譲受人は営農規模拡大による、所有権の有償移転申請です。

譲受人は農地をすべて耕作されており、要件を満たしておられますが、町外在住で比較的耕作面積が少なく、町内は初めてのため、新規耕作者として申請いただいております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議 長 議案第1号の1番については、地区担当委員の杉本委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

杉 本 13番、杉本です。

本件につきまして、2月26日に杉嶋委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該農地は、農地として適正に管理されておりました。地元担当委員としては、今後は適正な管理が見込まれると考えますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号の1番については、許可
することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、
を議題とします。

事務局から議案第2号について、提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見につい
て、でございます。

4ページをお開きください。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については5ページの地図のとおりです。

本件の立地基準につきまして、当該地は農業振興地域内の農用地でしたが、申請人による精華農業振興地域整備計画の用途区分の変更の申出が行われ、農業用施設用地としてすでに用途区分が変更されています。

また、設置される農機具倉庫については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第1項及び第2項に該当する農業用施設と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがいまして、農地法第4条第6項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。本件については、地区担当委員の新司推進委員が現地確認
を行っておられますので、補足説明をお願いします。

新 司 14番、新司です。

本件につきまして、2月26日に岩井会長と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

事務局から説明がありましたとおり、農振農用地の農地の一部を用途変更して、農機具等を置くためのハウス倉庫を建設されるものです。

排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案第2号の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第2号についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号については、許可相当の意見をつけて、先に知事に進達することに決定します。

議 長 次に、議案第3号、令和6年度農用地利用集積計画（第11次）の決定について、を議題とします。事務局より議案第3号の1番から8番について、提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは6ページをお開きください。議案第3号、令和6年度農用地利用集積計画（第11次）の決定について、精華町長から、農用地利用集積計画の提出があったので旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

7ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については14ページの地図のとおりです。

7ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については16ページの地図のとおりです。

7ページにお戻りいただき、3番でございます。

【 提案説明 】

場所については18ページの地図のとおりです。

8ページをお開きください。4番でございます。

【 提案説明 】

場所については20ページの地図のとおりです。

8ページにお戻りいただき、5番でございます。

【 提案説明 】

場所については22ページの地図のうち、右下の部分となります。

8ページをお開きください。6番でございます。

【 提案説明 】

場所については24ページの地図のうち、左側の上の部分となります。
9ページをお開きください。7番でございます。

【 提案説明 】

場所については26ページの地図のうち、下の部分となります。
9ページにお戻りいただき、8番でございます。

【 提案説明 】

場所については28ページの地図と一枚おめくりいただいた29ページの地図のうち、上の2カ所の部分となります。

以上の1番から8番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは1番から8番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、1番から8番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号の1番から8番についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続いて9番から15番ですが、農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)により、井澤委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 9番から15番でございますが、利用権の設定を受ける者が同じ方となりますので、一緒に説明させていただきます。

9ページにお戻りいただき、9番でございます。

【 提案説明 】

10ページに移りまして、10番でございます。

【 提案説明 】

11番でございます。

【 提案説明 】

12番でございます。

【 提案説明 】

1 1 ページに移りまして、1 3 番でございます。

【 提案説明 】

1 4 番でございます。

【 提案説明 】

1 5 番でございます。

【 提案説明 】

場所は2 9 ページの地図のうち、9 番が下の3 カ所、1 0 番が真ん中の左側、1 1 番が上の2 カ所となります。

1 2 番の場所は3 1 ページの地図のとおりです。

1 3 番の場所は2 6 ページの地図のうち、上の2 カ所となります。

1 4 番の場所は2 2 ページの地図のうち、左上の3 カ所となります。

1 5 番の場所は2 4 ページの地図のうち、右側の2 カ所と左側の下の1 カ所となります。

以上の9 番から1 5 番の計画につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第1 8 条第3 項を満たしていると考えられます、以上です。

議 長 それでは9 番から1 5 番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、9 番から1 5 番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3 号の9 番から1 5 番についての計画は議案どおり決定いたします。
井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 井澤委員にお伝えします。議案第3 号の9 番から1 5 番の計画は、議案どおり決定しました。

議 長 続いて1 6 番ですが、農業委員会等に関する法律第3 1 条（議事参与の制限）により、森島委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 1 2 ページをお開きください。1 6 番でございます。

【 提案説明 】

場所については33ページの地図のとおりです。

以上の16番の計画につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます、以上です。

議長 それでは16番の議案について、審議をお願いいたします。

議長 何かご質問等ございませんか。

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議長 それでは、16番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号の16番についての計画は議案どおり決定いたします。
森島委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議長 森島委員にお伝えします。議案第3号の16番の計画は、議案どおり決定しました。

議長 続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を事務局より報告願います。

事務局 34ページをお開きください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
1番でございます。

【 提案説明 】

場所については35ページの地図のとおりです。

以上で報告を終わります。

議長 何か質問等ございませんか。

議長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
令和7年4月8日火曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆さんの

ご都合はいかがでしょうか。

議長 それでは、次回の総会を令和7年4月8日火曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時15分